

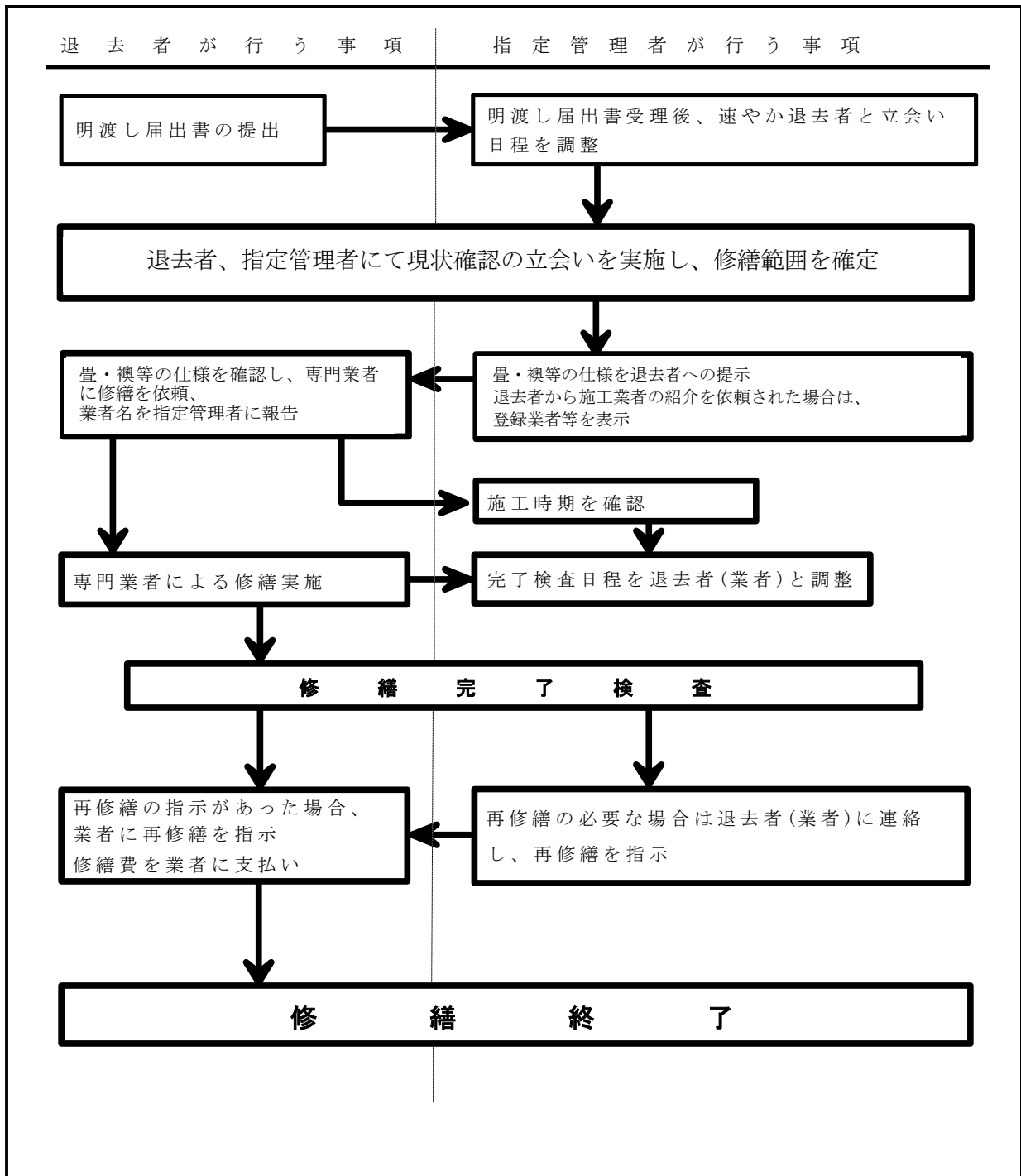
「県営住宅入居者の明渡し時修繕事務処理要領」 の取り扱いについて

県営住宅の明渡し時の事務処理については、県営住宅入居者の明渡し時修繕事務処理要領に従い処理することとするが、次の場合については以下のとおり取り扱うこととする。

- 1 退去予定の入居者（以下「退去者」という。）が明渡し修繕を拒否した場合又は明渡し修繕を実施しない場合
 - (1) 指定管理者は、退去者に対し修繕の実施について口頭及び文書で指導する。
 - (2) 前記の指導にもかかわらず、退去者が修繕を実施しない場合、指定管理者は指導の内容、退去者の反応等を神奈川県住宅営繕事務所長あて随時報告する。
 - (3) 県は指定管理者からの報告を受け、やむを得ない場合には県で明渡し修繕を実施するものとする。

- 2 退去者が施工業者に料金を支払わない場合
退去者と施工業者との契約の問題なので、県及び指定管理者は料金の立替え等を行わず、施工業者の責任で処理するものとする。

明渡し時における修繕手続きの流れ



明渡し修繕未施工報告書

団地名		号棟		部屋番号	
退去者氏名		修繕			
立会者職・氏名		内容			
指導経過					
相手方の反応					
意見					

